

特許法の条文記憶(後半)

～弁理士フレーズドライ勉強法

Ver 1.0/2014.12.15

☆☆☆☆☆☆☆☆ 第14日目 ☆☆☆☆☆☆☆☆

□□□ 第66条

①語呂合わせ

昔々 特許権は設定の登録により発生した

⇒昔々:66条

②神話風にしてみました。

③見出し :特許権の設定の登録

④特許権は、設定の登録により発生する。

## □□□ 第67条

### ①語呂合わせ

むなしく過ぎた20年

⇒むな:67条

②権利行使もなく、使うこともなく。。。

③見出し :存続期間

④特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。

## □□□ 第67条の2

### ①語呂合わせ

むなしく2時間延長だ

⇒むなしく2時間:67条の2

②延長料金は高いです。

③見出し :存続期間の延長登録

④五年以下の期間に限る

## □□□ 第68条

### ①語呂合わせ

無理やり実施 業として

⇒無理やり:68条

②無理やりにまで実施しなくても良いと思いますが。

### ③見出し :特許権の効力

④特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。

## □□□ 第68条の2

### ①語呂合わせ

無理やり2時間 効力延長

⇒無理やり2時間:68条の2

②むなしく2時間も延長したのですから、効力も2時間延長しなくては。元が取れません。

③見出し : 存続期間が延長された場合の特許権の効力

④請求項の全てが延長されるのではなく、処分の対象となったものだけだよ、という条文。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第66条（特許権の設定の登録）

昔々 特許権は設定の登録により発生した

□□□ 第67条（存続期間）

むなしく過ぎた20年

□□□ 第67条の2（存続期間の延長登録）

むなしく2時間延長だ

□□□ 第68条（特許権の効力）

無理やり実施 業として

□□□ 第68条の2（存続期間が延長された場合の特許権の効力）

無理やり2時間 効力延長

□□□ 第69条

①語呂合わせ

69は 子宮の通訳機

⇒69:69条

②子宮に語りかけるような格好なので。。。

さらに、及ばない具体項目の頭文字になっています。

子→試験

宮→研究

通→単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機

訳→二以上の医薬を混合

機→既存物。特許出願の時から日本国内にある物。

③見出し :特許権の効力が及ばない範囲

④特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。



## □□□ 第70条

### ①語呂合わせ

70才は 守備範囲

⇒70才:70条、守備範囲:技術的範囲

②70才が守備範囲とは、恐れ入りました。

③見出し :特許発明の技術的範囲

④願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

## □□□ 第71条

### ①語呂合わせ

泣いて求める 特許の判定

⇒泣いて:71条

②損害賠償請求されたら、泣いて頼むでしょう。

③見出し :特許発明の技術的範囲

④三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

ちなみに、審判は三人又は五人の審判官の合議体が行います(136条)。

## □□□ 第72条

### ①語呂合わせ

ナニが 他人に触れている

⇒ナニ:72条

②男性のナニが女性に触れると、痴漢で捕まる  
のでしょうか？

手はダメでしょうけど、満員電車のナニは仕方  
ない？

### ③見出し :他人の特許発明等との関係

④その特許発明がその特許出願の日前の出願  
に係る他人の・・・

同日はセーフです。

## □□□ 第73条

### ①語呂合わせ

涙の同意 共有特許

⇒涙:73条

### ②泣かなくても同意すれば？

### ③見出し :共有に係る特許権

④特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第69条 (特許権の効力が及ばない範囲)

69は 子宮の通訳機

□□□ 第70条 (特許発明の技術的範囲)

70才は 守備範囲

□□□ 第71条 (特許発明の技術的範囲)

泣いて求める 特許の判定

□□□ 第72条 (他人の特許発明等との関係)

ナニが 他人に触れている

□□□ 第73条 (共有に係る特許権)

涙の同意 共有特許

☆☆☆☆☆☆ 第16日目 ☆☆☆☆☆☆☆

□□□ 第74条

①語呂合わせ

名無しに請求 特許の移転

⇒名無し:74条

②冒認出願者などは、名無しと言い換えても良いでしょう。

③見出し :特許権の移転の特例

④第123条1項2号も参照しましょう。

## □□□ 第76条

### ①語呂合わせ

南～無～ 特許権の消滅

⇒な～む～:76条

②南無阿弥陀仏。合掌。

③見出し : 相続人がない場合の特許権の消滅

④国に帰属させるより、自由に使ってください、  
という趣旨です。

## □□□ 第77条

### ①語呂合わせ

奈々子の 専用実施権

⇒奈々子:77条

②奈々子はおれの恋人だ。

③見出し :専用実施権

④専用実施権者は、

設定行為で定めた範囲内において、

業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。



## □□□ 第78条

### ①語呂合わせ

悩みは 通常実施権

⇒悩み:78条

②奈々子に通常実施権が設定されたら悩みます。

### ③見出し :通常実施権

### ④通常実施権者は、

この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、

業としてその特許発明の実施をする権利を有する。

※”専有”ではないことに注意。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第74条（特許権の移転の特例）

名無しに請求 特許の移転

□□□ 第76条（相続人がない場合の特許権の消滅）

南～無～ 特許権の消滅

□□□ 第77条（専用実施権）

奈々子の 専用実施権

□□□ 第78条（通常実施権）

悩みは 通常実施権

□□□ 第79条

①語呂合わせ

無くなった 先住民の実施権

⇒無く:79条、先住民:先使用

②先住民の権利保護って、アメリカとかで話題  
になってます。

③見出し :先使用による通常実施権

④対象者は、以下の者です。

・特許出願に係る発明の内容を知らないで自  
らその発明をし、

又は特許出願に係る発明の内容を知らないで  
その発明をした者から知得して

・特許出願の際現に

・日本国内においてその発明の実施である事  
業をしている者又はその事業の準備をしている者

## □□□ 第79条の2

### ①語呂合わせ

泣くに 泣けない特許の移転

⇒泣くに:79条の2

②移転されても大丈夫です。通常実施権があります。

③見出し :特許権の移転の登録前の実施による通常実施権

④対象者は、ややこしいので条文を確認しましょう。ま、善意の実施者です。

## □□□ 第80条

### ①語呂合わせ

八百長で 無効になったら中用権

⇒八百長:80条

②八百長はダメです。無効になります。

③見出し :無効審判の請求登録前の実施による通常実施権

④対象者は、下記の者です。

・日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの

・その事業の準備をしているもの

## □□□ 第81条

### ①語呂合わせ

ハイチの衣装は 原色だ

⇒ハイチ:81条、衣装:意匠、原色:原意匠

権者

②なんとなく、ハイチの人々の衣装は原色が多いイメージです。

③見出し :意匠権の存続期間満了後の通常実施権

④対象者は、原意匠権者です。

## □□□ 第82条

### ①語呂合わせ

ハニーの衣装は 専用だ

⇒ハニー:82条、衣装:意匠、専用:専用実

施権者

②ハニーちゃんの衣装は借り物ではなく、専用です。

③見出し :意匠権の存続期間満了後の通常実施権

④対象者は、下記の者です。

・その意匠権についての専用実施権

・その意匠権若しくは専用実施権についての

通常実施権者

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第79条（先使用による通常実施権）

無くなった 先住民の実施権

□□□ 第79条の2（特許権の移転の登録前  
の実施による通常実施権）

泣くに 泣けない特許の移転

□□□ 第80条（無効審判の請求登録前の実  
施による通常実施権）

八百長で 無効になったら中用権

□□□ 第81条（意匠権の存続期間満了後の  
通常実施権）

ハイチの衣装は 原色だ

□□□ 第82条（意匠権の存続期間満了後の  
通常実施権）

ハニーの衣装は 専用だ



□□□ 第83条

①語呂合わせ

闇の三四郎と 不実のくノ一

⇒闇:83条、三四郎:、不実の:不実施、くノ一:91条

②闇の三四郎って、なんとなく必殺仕置き人みたいな人をイメージ。不実なクノイチ(女忍者)と似合いそうでしょ？

第83条～91条までは、このシリーズです。その間の条文番号は覚えなくても不自由しませんでした。

③見出し :不実施の場合の通常実施権の設定の裁定

④特許発明の実施が継続して三年以上日本国内において適当にされていないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協

議を求めることができる。ただし、その特許発明に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

→三四郎は、三年と四年を語呂してます。

## □□□ 第92条

### ①語呂合わせ

国が ナニの使用権を裁定する

⇒国:92条、ナニ:72条

### ②72条の語呂合わせも参照してください。

国に裁定されたら、面白いです。

③見出し : 自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定

④特許発明の実施をするための通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾

商標権は、出所の混同防止という観点から、ダメです。

## □□□ 第93条

### ①語呂合わせ

くさい 公衆便所の 大便は最低だ

⇒くさい:93条、公衆:公共、大便:大臣、最低:裁定

### ②下品ですみません。

③見出し :公共の利益のための通常実施権の設定の裁定

④特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるとき

経済産業大臣の裁定を請求することができる。

## □□□ 第94条

### ①語呂合わせ

くよくよせずに 通常実施権を移転しよう

⇒くよ:94条

### ②終わったことは悩まない！

### ③見出し :通常実施権の移転等

④基本は、実施の事業とともにする場合、特許権者(専用実施権についての通常実施権にあつては、特許権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができます。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第83条（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）

闇の三四郎と 不実のくノ一

□□□ 第92条（自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定）

国が ナニの使用権を裁定する

□□□ 第93条（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

くさい 公衆便所の 大便は最低だ

□□□ 第94条（通常実施権の移転等）

くよくよせずに 通常実施権を移転しよう

□□□ 第95条

①語呂合わせ

救護された 質流れ品は 特許発明を実施できない

⇒救護:95条

②質流れ品を救護して取り戻した、というお話。

ただし、質流れしたので特許発明を実施できなくなりました。意味不明ですが、消尽論？

③見出し : 質権

④特許権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない。

□□□ 第96条

①語呂合わせ

苦勞した 質権の差し押さえ

⇒苦勞:96条

②何かの問題に出た記憶はありませんけど。

③見出し : 質権



## □□□ 第97条

### ①語呂合わせ

食えない 特許権の放棄

⇒食えない:97条

②役に立たない特許権は、さっさと放棄しまし  
う。

### ③見出し :特許権等の放棄

④特許権者は、下記の者の承諾を得た場合に  
限り、その特許権を放棄することができる。

・専用実施権者 ・質権者

・第三十五条第一項、第七十七条第四項若し  
くは第七十八条第一項の規定による通常実施権  
者

## □□□ 第98条

### ①語呂合わせ

クッパを倒して 登録しよう

⇒クッパ:98条

②スーパーマリオに出てくる大魔王クッパ！倒したらゲーム完了を登録できます。古い？

③見出し :登録の効果

④登録に公信力はありません。実質的な要件を備えている必要があります。

## □□□ 第99条

### ①語呂合わせ

救急車の対向車は通常走行できない

⇒救急車:99条、対向車:対抗力、通常走行:通常実施権

②端に寄って停車しないといけません。

③見出し :通常実施権の対抗力

④当然対抗制度の規定です。⇔登録対抗制度

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第95条（質権）

救護された 質流れ品は 特許発明を実施できない

□□□ 第96条（質権）

苦勞した 質権の差し押さえ

□□□ 第97条（特許権等の放棄）

食えない 特許権の放棄

□□□ 第98条（登録の効果）

クツパを倒して 登録しよう

□□□ 第99条（通常実施権の対抗力）

救急車の対向車は通常走行できない

□□□ 第100条

①語呂合わせ

100万回 生きた猫を差し止めた

⇒100:100条、差し止めた:差止請求権

②100万回生きた猫って童話をご存知でしょうか？

生まれ変わりを止めたのは、愛だったんです。

③見出し :差止請求権

④特許権者又は専用実施権者は、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

## □□□ 第101条

### ①語呂合わせ

101 マルイで買った侵害品

⇒101:101条、侵害品:侵害とみなす行為

②マルイのマークは、0101。侵害品は売ってないと思いますが。

③見出し :侵害とみなす行為

④次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

## □□□ 第102条

### ①語呂合わせ

とうに 発生 損害額を推定す

⇒とうに:102条

②”とうに”とは、”とっくに”という意味で、京言葉  
だそうです。

うちの田舎では普通につかってましたが、なじ  
みのない地域もあるかも。

### ③見出し : 損害の額の推定等

## □□□ 第103条

### ①語呂合わせ

倒産だ！ 特許の侵害 過失あり

⇒倒産：103条

②倒産したら、許せないですね。

③見出し：過失の推定

④他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。



☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第100条（差止請求権）

100万回 生きた猫を差し止めた

□□□ 第101条（侵害とみなす行為）

101 マルイで買った侵害品

□□□ 第102条（損害の額の推定等）

とうに 発生 損害額を推定す

□□□ 第103条（過失の推定）

倒産だ！ 特許の侵害 過失あり

□□□ 第104条

①語呂合わせ

東洋の 魔女の生産 推定で

⇒東洋:104条

②東洋の魔女といえば、東京オリンピックの女子バレーですね。

大松監督が、どうやって魔女を生産したのか？推定しましょう。

③見出し :生産方法の推定

④物を生産する方法の発明

特許出願前に日本国内において公然知られた物でないとき

その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定する

## □□□ 第104条の2

### ①語呂合わせ

東洋の 魔女の肉体 明示義務

⇒東洋の:104条、肉体:の2

②トップアスリートの、セミヌードやヌードを披露した資金集めが流行っています。

最近の魔女は可愛いので、明示義務になればファンも急増？

### ③見出し : 具体的態様の明示義務

### ④物又は方法の具体的態様を否認するとき

相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない

## □□□ 第104条の3

### ①語呂合わせ

東洋の サンバのリズムで攻撃だ

⇒東洋の:104条、サンバ:の3

②東洋の魔女が、サンバのリズムで攻撃したら  
無敵です。

### ③見出し :特許権者等の権利行使の制限

### ④特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟

当該特許が特許無効審判により無効にされる  
べきものと認められるとき

特許権者又は専用実施権者は、相手方に対し  
その権利を行使することができない

## □□□ 第104条の4

### ①語呂合わせ

東洋の 魔女が死んでも 訴えず

⇒東洋の:104条、死んでも:の4

②当該特許を無効にすべき旨の審決が確定して死んでしまっても、再度の訴えはできません。

③見出し :主張の制限

④一事不再理です。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第104条（生産方法の推定）

東洋の 魔女の生産 推定で

□□□ 第104条の2（具体的態様の明示義務）

東洋の 魔女の肉体 明示義務

□□□ 第104条の3（特許権者等の権利行使の制限）

東洋の サンバのリズムで攻撃だ

□□□ 第104条の4（主張の制限）

東洋の 魔女が死んでも 訴えず

☆☆☆☆☆☆☆☆ 第22日目 ☆☆☆☆☆☆☆☆

□□□ 第105条

①語呂合わせ

トーゴーは 書類の提出 インカメラ

⇒トーゴー:105条

②トーゴーといえば、ゴルゴ13。彼は厳密に秘密を守る男です。

③見出し :書類の提出等

④いわゆるインカメラ審理です。インカメラ→非公開。

## □□□ 第105条の4

### ①語呂合わせ

トーゴーは 死んでも秘密を守ります

⇒トーゴー:105条、死んでも:の4

②ゴルゴ13は、死んでも秘密を守る男です。

③見出し :秘密保持命令

④営業秘密を守ります。



## □□□ 第106条

### ①語呂合わせ

登録で 信用回復 措置命ず

⇒登録:106条

②登録しておいて、良かったです。

③見出し :信用回復の措置

④故意又は過失により特許権又は専用実施権  
を侵害

## □□□ 第107条

### ①語呂合わせ

入れないと 登録できない 特許料

⇒入れない:107条

②特許料は、忘れずに入れましょう。

③見出し :特許料

④第66条→第百七条第一項の規定による・・・  
特許料の納付・・・があつたときは、特許権の設定  
の登録をする。

## □□□ 第108条

### ①語呂合わせ

108つは 除夜の鐘 前年に撞く

⇒108つ:108条

②108回のうち107回は旧年(12月31日)のうちに撞き、残りの1回を新年(1月1日)に撞くそうです。

### ③見出し :特許料の納付期限

④第一年から第三年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第105条（書類の提出等）

トーゴーは 書類の提出 インカメラ

□□□ 第105条の4（秘密保持命令）

トーゴーは 死んでも秘密を守ります

□□□ 第106条（信用回復の措置）

登録で 信用回復 措置命ず

□□□ 第107条（特許料）

入れないと 登録できない 特許料

□□□ 第108条（特許料の納付期限）

108つは 除夜の鐘 前年に撞く

□□□ 第121条

①語呂合わせ

人に言えない 拒絶の不服

⇒人に言:121条

②彼女に拒絶されても、不服は人に言えません。

③見出し :拒絶査定不服審判

④査定の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

## □□□ 第123条

### ①語呂合わせ

人に見えない 特許は無効

⇒人に見:123条

②透明マントとか開発しても、公序良俗違反で特許にならないかも。

### ③見出し :特許無効審判

④二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

特許無効審判は、何人も請求することができる。  
冒認などは例外。

## □□□ 第125条

### ①語呂合わせ

人にゴツンと 無効の審決

⇒人にゴ:125条

### ②悪い奴には、ゴツンです。

### ③見出し :特許無効審判

④特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

## □□□ 第125条の2

### ①語呂合わせ

人に五時過ぎ 業務延長は無効

⇒人に五時:125条の2

②ちゃんと残業代くれなきゃ、無効です。

③見出し :延長登録無効審判

④利害関係人のみが請求できます。123条2項を準用していないからです。

請求項ごとの請求もできません。185条に記載がないからです。



## □□□ 第126条

### ①語呂合わせ

人に無理やり 訂正審判

⇒人に無理:126条

②無理やりに訂正するのは、酷に過ぎますね。

③見出し :訂正審判

④訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決(請求項ごとに請求がされた場合にあつては、その全ての審決)が確定するまでの間は、請求することができない。

## □□□ 第128条

### ①語呂合わせ

一人でニヤリ 訂正成功

⇒一人でニヤリ:128条

②うまく成功したんでしょう。

③見出し :訂正審判

④遡及効があります。

訂正後における明細書、特許請求の範囲又は  
図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨  
の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされ  
たものとみなす。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第121条（拒絶査定不服審判）

人に言えない 拒絶の不服

□□□ 第123条（特許無効審判）

人に見えない 特許は無効

□□□ 第125条（特許無効審判）

人にゴツンと 無効の審決

□□□ 第125条の2（延長登録無効審判）

人に五時過ぎ 業務延長は無効

□□□ 第126条（訂正審判）

人に無理やり 訂正審判

□□□ 第128条（訂正審判）

一人でニヤリ 訂正成功

☆☆☆☆☆☆ 第24日目 ☆☆☆☆☆☆☆

□□□ 第131条、131条の2

①語呂合わせ

一切の審判請求 2で補正

⇒一切:131条、2で:の2

②全ての(一切の)審判請求は、131条の2の規定で補正ができます。

③見出し :131条:審判請求の方式、131条の2:審判請求書の補正

④特に、第131条の2第2項の特許無効審判の請求の理由の補正要件に注意

## □□□ 第132条

### ①語呂合わせ

いいさ 二人で共同審判

⇒いいさ 二人で:132条

### ②二人で共同審判も、いいものさ～

### ③見出し :共同審判

④審決の合一確定の要請。固有必要的共同訴訟。類似必要的共同訴訟。

## □□□ 第134条

### ①語呂合わせ

人見知りと 弁当しよう

⇒人見知り:134条、弁当:答弁

②人見知りを直すために、弁当をご一緒にしまし  
う。

③見出し :答弁書の提出等

④審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

## □□□ 第134条の2

### ①語呂合わせ

人見知り 二回の訂正 答弁書 審取り1週  
職権・予告

⇒人見知り 2回の:134条の2

②人見知りは、2回くらい訂正しないと治りません。

③見出し :特許無効審判における訂正の請求

④二回の訂正 答弁書:第134条第1項(審判の請求があつたときの答弁書)

:第134条第2項(請求書の補正を許可するときの答弁書)

審取り1週:第134条の3

(審決取り消し訴訟の判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合)

職権:第153条第2項(当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときの意見書

期間)

予告:第164条の2第2項 (審決の予告をするとき)



## □□□ 第148条

### ①語呂合わせ

いいよ やろうぜ参加人 当事者参加と補助参加

⇒いいよ やろうぜ:148条

### ②参加人がいて、心強い？

### ③見出し :参加

④補助参加人 ⇒ 一切の審判手続をすることができる。

当事者参加人 ⇒ (一切の審判手続きはもちろんのこと)

被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第131条（審判請求の方式）、131条の2（審判請求書の補正）

一切の審判請求 2で補正

□□□ 第132条（共同審判）

いいさ 二人で共同審判

□□□ 第134条（答弁書の提出等）

人見知りと 弁当しよう

□□□ 第134条の2（特許無効審判における訂正の請求）

人見知り 二回の訂正 答弁書 審取り1週

職権・予告

□□□ 第148条（参加）

いいよ やろうぜ参加人 当事者参加と補助参加

□□□ 第150条

①語呂合わせ

イチゴを 冷凍保存する

⇒イチゴを:150条、保存する:証拠保全

②冷凍イチゴを、ヨーグルトにきざんで入れたら  
美味です。

③見出し :証拠調及び証拠保全

④職権探知主義その1です。第153条参照。

審判長は、第一項又は第二項の規定により職権で証拠調又は証拠保全をしたときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

## □□□ 第152条

### ①語呂合わせ

いい子にしてても 職権進行

⇒いい子に:152条

②いい子にしてても、審判長が勝手に職権進行させます。

③見出し :職権による審理

④職権進行主義です。

審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第四百四十五条第三項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであつても、審判手続を進行することができる。

## □□□ 第153条

### ①語呂合わせ

人ゴミで 食券を買う心理

⇒人ゴミ:153条、食券を買う心理:職権による審理

②人がたくさん並んでいても、食券を買って食べたい人気店♪

③見出し :職権による審理

④職権探知主義その2です。第150条参照。

審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

## □□□ 第154条

### ①語呂合わせ

いい腰してるね！お尻を併合

⇒いい腰:154条、お尻を併合:審理の併合

②お尻は分離してますけど、併合もできる???

③見出し :審理の併合又は分離

④当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる。

2 前項の規定により審理の併合をしたときは、さらにその審理の分離をすることができる。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第150条（証拠調及び証拠保全）

イチゴを 冷凍保存する

□□□ 第152条（職権による審理（職権進行主義））

いい子にしてても 職権進行

□□□ 第153条（職権による審理（職権探知主義））

人ゴミで 食券を買う心理

□□□ 第154条（審理の併合又は分離）

いい腰してるね！お尻を併合

□□□ 第155条

①語呂合わせ

ひとつごと ごとに取り下げ 無効審 訂正審  
判 まるごとで

⇒ひとつごと ごと:155条

②特許無効審判を請求したときは、請求項ごと  
に取り下げることができる。

訂正審判を請求したときは、全ての請求につ  
いて取下げなければならない。

③見出し :審判の請求の取下げ

④審判の請求は、審決が確定するまでは、取り  
下げることができる。



## □□□ 第156条

### ①語呂合わせ

いちころの 審理終結通知

⇒いちころ:156条

②審理終結通知を受けたら、いちころでやられてしまう？いえいえ、そうでもありません。

③見出し :審理の終結の通知

④第4項は、努力規定です。

4 審決は、第一項又は第二項の規定による通知を発した日から二十日以内にしなければならない。

## □□□ 第157条

### ①語呂合わせ

行こうな 審判終わったら

⇒行こうな:157条

②審判が終わったら、飲みに行こうな～♪

③見出し :審決

④審決があつたときは、審判は、終了する。

## □□□ 第162条

### ①語呂合わせ

イチローに 不正があれば 前置審査

⇒イチローに:162条、不正:補正

### ②イチローに、何の不正があったんでしょうか？

ドーピング？

### ③見出し :拒絶査定不服審判における特則

④拒絶査定不服審判の請求と同時に、明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたとき

## □□□ 第164条

### ①語呂合わせ

イチロー呼んで 前置審査を報告だ

⇒イチロー呼んで:164条

②162条の語呂合わせの続きです。

③見出し :拒絶査定不服審判における特則

④審査官は、第一項に規定する場合を除き、当該審判の請求について査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。(拒絶査定はできません)

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第155条（審判の請求の取下げ）

ひとつごと ごとに取り下げ 無効審 訂正審  
判 まるごとで

□□□ 第156条（審理の終結の通知）

いちころの 審理終結通知

□□□ 第157条（審決）

行こうな 審判終わったら

□□□ 第162条（拒絶査定不服審判における  
特則）：前置審査

イチローに 不正があれば 前置審査

□□□ 第164条（拒絶査定不服審判における  
特則）：前置審査の査定など

イチロー呼んで 前置審査を報告だ

□□□ 第164条の2

①語呂合わせ

医務室で 審決の予告 訂正可

⇒医務室:164条の2、訂正可:特許無効審判における訂正の請求が可能

②医務室で 病気の告知がされました

③見出し :特許無効審判における特則

④審判長は、特許無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。

## □□□ 第171条

### ①語呂合わせ

いない 再婚の請求相手

⇒いない:171条、再婚の請求:再審を請求

②再婚したくても、相手がおらず。。。。

③見出し :再審の請求

④確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

## □□□ 第173条

### ①語呂合わせ

一人でなみだ 30日で再婚

⇒一人でなみだ:173条、再婚:再審

②30日で再婚できたら、涙を流してうれしい？

③見出し :再審の請求期間

④再審は、請求人が審決が確定した後再審の理由を知った日から三十日以内に請求しなければならない。



## □□□ 第176条

### ①語呂合わせ

一回南無して 再審回復 後用権

⇒一回南無:176条

②南無は、南無阿弥陀仏。審決が確定したことを意味しています。

③見出し :再審により回復した特許権の効力の制限

④当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第164条の2（特許無効審判における  
特則(審決の予告)）

医務室で 審決の予告 訂正可

□□□ 第171条（再審の請求）

いない 再婚の請求相手

□□□ 第173条（再審の請求期間）

一人でなみだ 30日で再婚

□□□ 第176条（再審により回復した特許権  
の効力の制限(後用権)）

一回南無して 再審回復 後用権

□□□ 第178条

①語呂合わせ

一人悩んだ 審決取り消し訴訟

⇒一人悩んだ:178条

②訴訟を起こすべきか、起こさないべきか。それが問題だ。

③見出し :審決等に対する訴え

④審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書又は第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

## □□□ 第181条

### ①語呂合わせ

祝います 審決取り消し 理由あり

⇒祝い:181条

②審決が取り消されたら、お祝いです。

③見出し :審決又は決定の取消し

④裁判所は、第七百七十八条第一項の訴えの提起があつた場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない。

## □□□ 第184条3

### ①語呂合わせ

いやよの 3文字 PCT

⇒いやよの3文字:184条の3

②めんどろな条文で、苦手意識をもつ受験生も  
多いのでは？

③見出し :国際出願による特許出願

④第43条のパリ優先規定は、適用されません。

## □□□ 第185条

### ①語呂合わせ

一夜ごと 請求される 特許権

⇒一夜ごと:185条

②一夜ごとと、請求項ごとをかけてます。

③見出し :二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則

④二以上の請求項に係る特許又は特許権についての・・・の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第178条（審決等に対する訴え）

一人悩んだ 審決取り消し訴訟

□□□ 第181条（審決又は決定の取消し）

祝います 審決取り消し 理由あり

□□□ 第184条3（国際出願による特許出願）

いやよの 3文字 PCT

□□□ 第185条（二以上の請求項に係る特許  
又は特許権についての特則）

一夜ごと 請求される 特許権

□□□ 第196条

①語呂合わせ

一苦勞 特許権侵害 3億円事件の 点と線

⇒一苦勞:196条、3億円事件:両罰規定で  
3億円(201条)

点(ten):十年以下の懲役、線(千):千万  
円以下の罰金

②3億円事件って、日本で一番有名な事件です  
よね。点と線は松本清張の本。

③見出し :侵害の罪

④特許権又は専用実施権を侵害した者(第百一  
条の規定により特許権又は専用実施権を侵害す  
る行為とみなされる行為を行つた者を除く。)は、  
十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処  
し、又はこれを併科する。



## □□□ 第196条の2

### ①語呂合わせ

一苦勞 併科される 点と線の半分

⇒一苦勞 併科される:196条の2、

点(ten)の半分:五年以下の懲役、線

(千)の半分:五百万円以下の罰金

②併科で2をイメージしてください。

③見出し :侵害の罪

④第百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## □□□ 第197条

### ①語呂合わせ

いくなサギ 3年たったら 戻って来い

⇒いくな:197条、サギ:詐欺、3年:三年以下

下の懲役

②サギって、渡り鳥でしたっけ？

③見出し :詐欺の行為の罪

④詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

## □□□ 第198条

### ①語呂合わせ

一級やっぱり 虚偽表示 ここまで4つは両罰規定

⇒一級やっぱり:198条

②あいつ、一級建築士を名乗ってたけど、本当は2級建築士だったんだよ！

③見出し :虚偽表示の罪

④第百八十八条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第196条（侵害の罪）

一 苦勞 特許権侵害 3億円事件の 点と線

□□□ 第196条の2（侵害の罪）※間接侵害

一 苦勞 併科される 点と線の半分

□□□ 第197条（詐欺の行為の罪）

いくなサギ 3年たったら 戻って来い

□□□ 第198条（虚偽表示の罪）

一 級やっぱり 虚偽表示 ここまで4つは両罰

規定

□□□ 第199条

①語呂合わせ

一休苦しい 偽証罪 自白したら 許してやろう

⇒一級苦しい:199条

②一休さん、得意のトンチで逃げられるか??

③見出し :偽証等の罪

④前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

## □□□ 第200条

### ①語呂合わせ

自白した 特許の秘密 特許庁

⇒自白:200条

②これくらいの罪で済むんですね。

③見出し :秘密を漏らした罪

④特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## □□□ 第200条の2

### ①語呂合わせ

自白した 陛下の秘密は 深刻だ 海外逃亡  
5年間

⇒自白した 陛下:200条の2、深刻だ:親告  
罪、

海外逃亡:海外でも適用されます、5年  
間:五年以下の懲役

②陛下の秘密をばらしては、あかんでしょう。

③見出し :秘密保持命令違反の罪

④2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起  
することができない。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の  
罪を犯した者にも適用する。

## □□□ 第201条

### ①語呂合わせ

二人は 一つの罪で 罰せられた

⇒二人は一つの:201条、二人:両罰規定

### ②共犯です。

### ③見出し :両罰規定

④一 第九十六条、第九十六条の二又は  
前条第一項 三億円以下の罰金刑

二 第九十七条又は第九十八条 一億  
円以下の罰金刑



☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第199条（偽証等の罪）

一休 苦しい 偽証罪 自白したら 許してやろう

□□□ 第200条（秘密を漏らした罪）

自白した 特許の秘密 特許庁

□□□ 第200条の2（秘密保持命令違反の罪）

自白した 陛下の秘密は 深刻だ 海外逃亡  
5年間

□□□ 第201条（両罰規定）

二人は 一つの罪で 罰せられた

□□□ 第202条

①語呂合わせ

通販に 先生だまされ 払い過ぎ

⇒通販に:202条、先生:宣誓した者、だまされ:虚偽、払い過ぎ:過料

②通販には気をつけましょう。

③見出し :過料 ※虚偽の陳述

④・・・の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

## □□□ 第203条

### ①語呂合わせ

通販三つの 払い過ぎ 先生 出頭 証言す

⇒通販三つの:203条、先生:宣誓

②条文は、三つより多いですけど。

③見出し :過料 ※裁判所の呼び出し

④この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

## □□□ 第204条

### ①語呂合わせ

20世紀 予言の書に 提出命令

⇒20世紀 予言:204条

②予言の書 ノストラダムスの大予言は、どうな  
ったんでしょうね。

③見出し :過料 ※書類や物件の提出

④証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規  
定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所か  
ら書類その他の物件の提出又は提示を命じられ  
た者が正当な理由がないのにその命令に従わな  
かつたときは、十万円以下の過料に処する。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第202条（過料 ※虚偽の陳述）

通販に 先生だまされ 払い過ぎ

□□□ 第203条（過料 ※裁判所の呼び出し）

通販三つの 払い過ぎ 先生 出頭 証言す

□□□ 第204条（過料 ※書類や物件の提出）

20世紀 予言の書に 提出命令

～ 語呂合わせのまとめ ～

□□□ 第66条（特許権の設定の登録）

昔々 特許権は設定の登録により発生した

□□□ 第67条（存続期間）

むなしく過ぎた20年

□□□ 第67条の2（存続期間の延長登録）

むなしく2時間延長だ

□□□ 第68条（特許権の効力）

無理やり実施 業として

□□□ 第68条の2（存続期間が延長された場合の特許権の効力）

無理やり2時間 効力延長

□□□ 第69条（特許権の効力が及ばない範囲）

69は 子宮の通訳機

□□□ 第70条（特許発明の技術的範囲）

70才は 守備範囲

□□□ 第71条（特許発明の技術的範囲）

泣いて求める 特許の判定

□□□ 第72条（他人の特許発明等との関係）

ナニが 他人に触れている

□□□ 第73条（共有に係る特許権）

涙の同意 共有特許

□□□ 第74条（特許権の移転の特例）

名無しに請求 特許の移転

□□□ 第76条（相続人がない場合の特許権の消滅）

南～無～ 特許権の消滅

□□□ 第77条（専用実施権）

奈々子の 専用実施権

□□□ 第78条（通常実施権）

悩みは 通常実施権

□□□ 第79条（先使用による通常実施権）

無くなった 先住民の実施権

□□□ 第79条の2（特許権の移転の登録前  
の実施による通常実施権）

泣くに 泣けない特許の移転

□□□ 第80条（無効審判の請求登録前の実  
施による通常実施権）

八百長で 無効になったら中用権

□□□ 第81条（意匠権の存続期間満了後の  
通常実施権）

ハイチの衣装は 原色だ

□□□ 第82条（意匠権の存続期間満了後の  
通常実施権）

ハニーの衣装は 専用だ

□□□ 第83条（不実施の場合の通常実施権  
の設定の裁定）

闇の三四郎と 不実のくノ一

□□□ 第92条（自己の特許発明の実施をす  
るための通常実施権の設定の裁定）

国が ナニの使用権を裁定する



□□□ 第93条（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

くさい 公衆便所の 大便是最低だ

□□□ 第94条（通常実施権の移転等）

くよくよせずに 通常実施権を移転しよう

□□□ 第95条（質権）

救護された 質流れ品は 特許発明を実施できない

□□□ 第96条（質権）

苦勞した 質権の差し押さえ

□□□ 第97条（特許権等の放棄）

食えない 特許権の放棄

□□□ 第98条（登録の効果）

クッパを倒して 登録しよう

□□□ 第99条（通常実施権の対抗力）

救急車の対向車は通常走行できない

□□□ 第100条（差止請求権）

100万回 生きた猫を差し止めた

□□□ 第101条（侵害とみなす行為）

101 マルイで買った侵害品

□□□ 第102条（損害の額の推定等）

とうに 発生 損害額を推定す

□□□ 第103条（過失の推定）

倒産だ！ 特許の侵害 過失あり

□□□ 第104条（生産方法の推定）

東洋の 魔女の生産 推定で

□□□ 第104条の2（具体的態様の明示義務）

東洋の 魔女の肉体 明示義務

□□□ 第104条の3（特許権者等の権利行使の制限）

東洋の サンバのリズムで攻撃だ

□□□ 第104条の4（主張の制限）

東洋の 魔女が死んでも 訴えず

□□□ 第105条（書類の提出等）

トーゴーは 書類の提出 インカメラ

□□□ 第105条の4（秘密保持命令）

トーゴーは 死んでも秘密を守ります

□□□ 第106条（信用回復の措置）

登録で 信用回復 措置命ず

□□□ 第107条（特許料）

入れないと 登録できない 特許料

□□□ 第108条（特許料の納付期限）

108つは 除夜の鐘 前年に撞く

□□□ 第121条（拒絶査定不服審判）

人に言えない 拒絶の不服

□□□ 第123条（特許無効審判）

人に見えない 特許は無効

□□□ 第125条（特許無効審判）

人にゴツンと 無効の審決

□□□ 第125条の2（延長登録無効審判）

人に五時過ぎ 業務延長は無効

□□□ 第126条（訂正審判）

人に無理やり 訂正審判

□□□ 第128条（訂正審判）

一人でニヤリ 訂正成功

□□□ 第131条（審判請求の方式）、131条の2（審判請求書の補正）

一切の審判請求 2で補正

□□□ 第132条（共同審判）

いいさ 二人で共同審判

□□□ 第134条（答弁書の提出等）

人見知りと 弁当しよう

□□□ 第134条の2（特許無効審判における訂正の請求）

人見知り 二回の訂正 答弁書 審取り1週  
職権・予告

□□□ 第148条（参加）

いいよ やろうぜ参加人 当事者参加と補助参加

□□□ 第150条（証拠調及び証拠保全）

イチゴを 冷凍保存する

□□□ 第152条（職権による審理（職権進行主義））

いい子にしてても 職権進行

□□□ 第153条（職権による審理（職権探知主義））

人ゴミで 食券を買う心理

□□□ 第154条（審理の併合又は分離）

いい腰してるね！お尻を併合

□□□ 第155条（審判の請求の取下げ）

ひとつごと ごとに取り下げ 無効審 訂正審判 まるごとで

□□□ 第156条（審理の終結の通知）

いちころの 審理終結通知

□□□ 第157条（審決）

行こうな 審判終わったら

□□□ 第162条（拒絶査定不服審判における特則）：前置審査

イチローに 不正があれば 前置審査

□□□ 第164条（拒絶査定不服審判における特則）：前置審査の査定など

イチロー呼んで 前置審査を報告だ

□□□ 第164条の2（特許無効審判における特則（審決の予告））

医務室で 審決の予告 訂正可

□□□ 第171条（再審の請求）

いない 再婚の請求相手

□□□ 第173条（再審の請求期間）

一人でなみだ 30日で再婚

□□□ 第176条（再審により回復した特許権の効力の制限（後用権））

一回南無して 再審回復 後用権

□□□ 第178条（審決等に対する訴え）

一人悩んだ 審決取り消し訴訟

□□□ 第181条（審決又は決定の取消し）

祝います 審決取り消し 理由あり

□□□ 第184条3 (国際出願による特許出願)

いやよの 3文字 PCT

□□□ 第185条 (二以上の請求項に係る特許  
又は特許権についての特則)

一夜ごと 請求される 特許権

□□□ 第196条 (侵害の罪)

一苦勞 特許権侵害 3億円事件の 点と線

□□□ 第196条の2 (侵害の罪)※間接侵害

一苦勞 併科される 点と線の半分

□□□ 第197条 (詐欺の行為の罪)

いくなサギ 3年たったら 戻って来い

□□□ 第198条 (虚偽表示の罪)

一級やっぱり 虚偽表示 ここまで4つは両罰  
規定

□□□ 第199条 (偽証等の罪)

一休苦しい 偽証罪 自白したら 許してやろう

□□□ 第200条（秘密を漏らした罪）

自白した 特許の秘密 特許庁

□□□ 第200条の2（秘密保持命令違反の罪）

自白した 陛下の秘密は 深刻だ 海外逃亡  
5年間

□□□ 第201条（両罰規定）

二人は 一つの罪で 罰せられた

□□□ 第202条（過料 ※虚偽の陳述）

通販に 先生だまされ 払い過ぎ

□□□ 第203条（過料 ※裁判所の呼び出し）

通販三つの 払い過ぎ 先生 出頭 証言す

□□□ 第204条（過料 ※書類や物件の提出）

20世紀 予言の書に 提出命令